

[事案 28-332] 慰謝料請求

・平成 30 年 4 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社が無断で保険料の口座振替を停止し、その後自動振替貸付を行い、貸付利息を詐取しようとしたことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 10 月に契約した医療保険について、解約を検討するために解約請求書類の交付を求めたにすぎないにも関わらず、保険会社は無断で保険料の口座振替を停止し、自動振替貸付を行い、貸付利息を詐取しようとした。最終的に貸付利息は免除されたものの、精神的苦痛を被ったことから、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

保険料の口座振替停止は申立人の解約意思が確認できたため行ったものであり、自動振替貸付は約款に従い適用したものである。また、本件解決の観点から、貸付利息を付さない取扱いにしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料の口座振替の停止と自動振替貸付が開始された経緯等を把握するため、申立人、担当者 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には解約の意思があったと認められる一方、保険会社に不法行為は認められないことから、慰謝料の支払いは認められない。しかし、本件紛争を回避する余地がなかったとはいえない個別事情が認められたため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。